

事業所税の申告の案内（利用料金制度採用の指定管理者向け）

問合せ先
宮崎市財政部
市民税課

利用料金制度を採用している指定管理者は、一定の要件に該当する場合、事業所税の申告義務があります。

「2 申告義務の確認」のフローチャートにより、事業所税の申告義務の可能性を確認し、「申告義務の可能性あり」の場合、お示ししている時期までに、市民税課に申告義務を必ず確認してください。

1 事業所税とは

- 主に人口30万人以上の都市が、道路や公園などの都市環境の整備や改善に充てる目的税です。
- 事業所が自ら申告・納付することになります。
- 税額は、事業所の床面積に応じて負担する資産割、従業者数に応じた従業者割をもとに算定します。
- 税率、免税点（税金が課税されない基準）などは次のとおりです。

区分	資産割	従業者割	関係条文
税率	600円/㎡	従業者給与総額*0.25%	市税条例136条の6
免税点	面積1000㎡以下	従業者数100人以下	市税条例136条の7第1項
申告義務	面積800㎡超	従業者数80人超	市税条例136条の9第3項
申告期限	法人等：事業年度終了の日から2カ月以内 個人：翌年の3月15日まで		

※指定管理者の場合、上記の申告義務に該当する場合であっても、宮崎市から指定管理料の交付を受けている、受けていないにかかわらず、指定管理施設における収入のうち、利用料金収入等（自主事業の収入含む）が5割未満の場合は申告義務はありません。

2 申告義務の確認

■ 申告義務の確認用のフローチャート（事業形態を選択してください）

